

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

私は、安保法制の中で、集団的自衛権の違憲論点、また、先ほど磯崎補佐官がおっしゃいました、安倍政権の七月一日の閣議決定また安保法制は従来の基本的な論理に基づいている、ゆえに合憲性があり、かつ法的安定性があるということでございますけれども、それが根本的に違うのではないかということについて質問をさせていただきます。

お手元に資料を複数お配りをさせていただいておりますけれども、冒頭、中谷大臣にお願いをさせていただきたいと思っております。

こちらの、この横の七月一日の閣議決定の縮小のコピーのものがあるんですけども、よろしいでしょうか、その(1)番を、恐れ入りますが、ちよつと読み上げていただけますでしょうか。第一段落でございます、(1)番。とても大事なことが書いてあります。そのとおりです。そこでございます。

○国務大臣(中谷元君) 朗読させていただきます。

「我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈の

ままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。」というところでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

大臣に読み上げをいただくのは大変恐縮ではございますけれども、今回の安保法制のもう一番核心的な大事な部分でございます。

今お聞きいただきましたように、憲法九条において、憲法の条文を変えない限りできない、解釈変更の余地すらないと議会在内閣を議院内閣制の下で監督し、確立してきた憲法九条の解釈、それがこの七月一日の閣議決定によって百八十度根底から変わっているわけでございます。

しかし、七月一日のまさにこの閣議決定の、なぜ、どのような考え方で変えたのか、その基本的な論理を示す部分で、「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。」というふうに関議決定自身に書いているわけでございます。

中谷大臣に伺います。

磯崎総理補佐官の法的安定性は関係ないという発言は、この七月一日の閣議決定の根本の考え、それを根底から否定し、また、国民における安保法制への信頼を根底から覆すものではないでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) 閣議決定に記述しているように、「論理的整合性と法的安定性が求められる。」と、これは一番大事な大前提でございます。先ほど補佐官本人が、この国会の場において、そのことは重要であり、前提であります。せんが、その発言におきましては、これを取消しをいたして、その上で謝罪をし、撤回をし、そして改めてこの法的安定性、これが重要なことであると

述べられたので、国会においてそのように補佐官が述べられたということでございます。

○小西洋之君 いや全く、恐れ入りますが、足りない答弁だと思います。

磯崎補佐官の発言というのは、私、先ほど申し上げましたように、この安保法制の根幹の考え方、しかもそれを、この安保法制が成り立っているその基盤である閣議決定の中の一歩大事な考え方、法的安定性が求められる、それをまさに真つ正面から否定しているわけでございます。このようなたった一人の安保法制の担当補佐官です。このようなたった一人の安保法制の担当補佐官です。この安保法制の審議を我々立法府に求める、良識の府の参議院に求める、そのようなことは絶対にあつてはならないことだと思っております。

では、今、この法的安定性についてですけども、単に磯崎補佐官は正直に自分の思っていたことを包み隠さずおっしゃったんだと思うんですけども、実はそれはある意味正しい、全く正しいわけでございます。なぜならば憲法違反でございますから。そのことを今からお示しをさせていただきます。

今、皆様に御覧いただいているこの七月一日の閣議決定、下の方に目を移動させていただきます。②番が、なぜ憲法九条において集団的自衛権の行使が許されるのか、その論理を七月一日の閣議決定に書いた部分でございます。真ん中に外国の武力攻撃という言葉がございます。真ん中に外国の武力攻撃という言葉がございます。誰に對するとういふに書いてありません。裸の外国の武力攻撃でございます。外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態、これに對処してかけがえのない国民の命を守る、そのための必要最小限度のことはできるとういふに言っているわけでございます。

しかし、問題なのは、安倍内閣は、この外国の武力攻撃、誰に對するとういふに書いていないので、当然、我が国、日本国に對する外国の武力

攻撃、すなわち日本に侵略が起きたときに、それを正当防衛で防いでね返す従来からの個別的自衛権、それだけではなくて、同盟国に對する外国の武力攻撃、同盟国に對する外国の武力攻撃ということもここに含むんだということも言っているわけでございます。これは、三月に私が外交防衛委員会で初めて明らかにし、衆議院でも厳しう追及を受けました。

そのような言葉の読替えができるのかどうか。同盟国などに對する外国の武力攻撃によつて日本国民の生命などが根底から覆される。当てはめますと、同盟国アメリカに對する外国イラン、アメリカに對するイランの武力攻撃によつて日本国民の生命などが根底から覆される。まさにホルムズ海峡がいきなりでき上がってしまうわけでございます。

このような言葉遊びのようなことで集団的自衛権を本当に解禁することが許されるのか、それが問題でございますけれども、下に更に目を移動させていただきます。基本論理といたしましては、この七月一日の閣議決定で、今申し上げました外国の武力攻撃とういのは二通りに読めるんだと。限定的な集団的自衛権と書いておられますけれども、日本国民の生命などが根底から覆される、それを防ぐための、自国防衛のための集団的自衛権とういのも論理として含むんだと。

つまり、二つ論理があると言っているわけでございます。従来の個別的自衛権の論理と、七月一日の閣議決定で初めて認めた限定的な集団的自衛権の論理。その二つの論理を含んだのが基本的な論理であり、それが、次でございますけれども、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会、我が参議院でございます。我が参議院の決算委員会に對し政府から提出された資料、集団的自衛権と憲法の関係に明確に示されているところとういふに書いております。

つまり、この文書の、閣議決定の意味するところは、昭和四十七年政府見解のことでございます

けれども、そこにこの基本的な論理、個別的自衛権の論理と限定的な集団的自衛権の論理が二つ書かれているのだということも閣議決定で紛れもなく明言、断言しているわけでございます。

じゃ、ちよつと皆様のお手元に今、その昭和四十七年政府見解の本物のコピーをお配りさせていただきます。こちらでございます。カラーでございますけれども、こちらでございます。ちよつと見ていただけますか。この上に赤い色で判が付いた紙がございますけれども、これをちよつと一枚おめくりいただきます。右側の下ですね、右の下、左肩に五ページというのが付いていますけれども、ちよつと真ん中の行の上から六文字目に「外国の武力攻撃」という言葉がございます。先ほどの確認いただいた閣議決定の言葉ですね。「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」、ここからきているわけでございます。先ほど閣議決定に書いてあつたように、この昭和四十七年政府見解の外国の武力攻撃も裸の外国の武力攻撃でございますので、ここに、我が国に對するだけではなくて同盟国に對する外国の武力攻撃も読めるんだとういふうに関議決定に書いているわけでございます。

ここで横島内閣法制局長官に伺います。

この昭和四十七年政府見解の前、政府の国会答弁全です、あらゆる国会答弁、議事録あるいは政府見解で、限定的な集団的自衛権が法理として認められるといたつたものがあるでしょうか。また、昭和四十七年政府見解以降、昨年の七月一日の閣議決定までに、同じく、あらゆる国会答弁や政府見解などで限定的な集団的自衛権が法理として認められると示したものがあつたでしょうか。質問主意書でも私確認しておりますので、イエスカノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 昨年七月以前におきましては、政府として限定的な集団的自衛権の行使を認めるとういふ考えを表明した、表明したものはございません。

○小西洋之君 ありがとうございます。今の答

弁は物すごく重要な答弁です。

つまり、安倍内閣の、民主党は四月二十八日、北澤筆頭理事の下でまとめました安保の党見解で、安倍内閣の新一要件は立憲主義に反するといふふうに言い切っていますので解釈改憲と呼ばせていただきますけれども、安倍内閣の解釈改憲というのは、昨年七月一日に新しく集団的自衛権を法理として作ったといふふうには言っていないですね。この昭和四十七年政府見解を作った瞬間から、この中に集団的自衛権が法理として存在するんだといふふうには言っていないんです。しかも、我が国の戦後の日本国憲法の下での議会の歴史の中で、この昭和四十七年政府見解以外に限定的な集団的自衛権を認めた政府の文書、政府の答弁というのは一切ない。

つまり、安倍内閣の解釈改憲の肝、要諦というのは、本当にこの中に集団的自衛権の行使が論理として書いてあるのかどうか。書いてなければ、先ほど七月一日の閣議決定で明確に示されましたように、まさに閣議決定で明確に示されている、書いてあると言っているわけでございますので、閣議決定がもととも根底から覆り、それに基づく安保法制は根底から覆り、そして、安倍内閣は国民の憲法をじゅうりんしたその責任をもって退陣をすることになるわけでございます。

では、この昭和四十七年政府見解に本当に限定的な集団的自衛権があるかどうかを確認をさせていただきます。

先ほど中谷大臣にお読みいただきましたこの七月一日の閣議決定の紙を一枚、御覧いただけますでしょうか、開けていただけますでしょうか。一枚開けていただきますと、上に六月二十六日、これ衆議院の特別委員会の議事録でございます。民主党の大串博志委員の質問でございます。二つ線を引いている箇所がありますけど、下の方を御覧いただけますか、横島法制局長官の答弁です。

その論理といえますのは、だから、当時の担当者の頭から出て紙として今に残っているということでございます。その当てはめの問題につきま

してはまさに現在の事実の認識がどうかということでございます。そこがなぜ変わるかということとはまさに論理ではなくて、安全保障環境がどのように変化したか、そういうことによるわけでございます。

この前の大串先生の質問を見ていただきますと、「当時の吉國さん」と言っていますけど、この昭和四十七年見解を作った法制局長官です。その法制局長官が限定的な集団的自衛権の論理といふものをここに入れたんですかというふうな質問をされているわけでございます。

横島長官に伺います。
私が読み上げたあなたの答弁部分ですね、この答弁の一番右下の部分、「紙として今に残っている」、この紙は昭和四十七年政府見解で間違いないですか。イエスカノーかで簡潔にお願いいたします。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 「紙として今に残っている」というものは、この昭和四十七年の政府見解のことでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。
じゃ、引き続き今のところ何わせていただきます。

その上に「担当者」とありますね、「当時の担当者の頭から出て」。この担当者は吉國內閣法制局長官は入るといふこと間違いないと思いませんか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 当時の吉國長官を含む内閣法制局長官の考えということでございます。

○小西洋之君 先に答えていただいてありがとうございます。
念のため確認します。先ほど皆さんに御覧いただきました昭和四十七年政府見解のこの起案の文書、上は吉國長官でございます。後のプロ野球のコミッションナーになられる方です。左下が真田次

長、後に長官になられます。右下は角田第一部長、第一部長というのは、横島長官も歴任されま

したけれども、法制局長官の中で憲法解釈を担当する

部長様でございます。そして、右下の早坂さん。今私が申し上げているのは、内閣法制局に事前に全て事実関係を文書で確認させていただいておられます。早川さんは参事官クラスの方ですね。私もかつて霞が関の官僚でございましたけれども、法案の審査などの御指導をいただく課長クラスの方でございます。

念のために伺います。今、私、この六月二十六日の横島長官の答弁の担当者、早坂さんがこの起案文書を作ったんですね、これ、文字を見ていただくと筆跡で一目瞭然なんですけれども、また、そういうふうな手続、私もこういうものを何十本と役人時代に作りましてけれども、早坂さんが七月五日、日付が書いてございますね、昭和四十七年十月の五日に作って、それを十月の七日の二日間の間にこの三人の上司の方、この総務主幹の方はいわゆる総務的な立場ですので、いわゆる法令解釈の審査をしたのはこの御三人だといふふうに法制局から伺っておりますけれども。

では、伺います。今の担当者というのは、この吉國長官、真田次長、角田第一部長、あと早坂さん、起案を諮ったんですね、この四名全て含まれるということでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) まさにこの原議に判をつけているわけでございますので、そのとおりであろうと思えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。
では、横島長官のこの答弁ですけども、「当時の担当者」、この担当者の頭の中から紙として今に残っている、四十七年見解に残っている、何がという、左側の論理でございます。さらに、上の方に下線引かせていただいていますね、論理といえますのは、それを考えた人、個人の頭の中にあるといふふうにおっしゃっております。この四人の中の頭の中にあつたといふことでございます。それが言葉となつて外に出て、今、論理として生きているもの、昭和四十七年見解で生きているもの、昭和四十七年見解で生きているもの、横島長官に伺います。

ここで言っている「論理」、あなたの論理というのは新一要件の下で認められた限定的な集団的自衛権の論理でございますね。憲法九条との関係で新一要件に基づく限定的な集団的自衛権が認められるというその論理のことでございますね。

○政府特別補佐人(横島裕介君) もとより、その当時、新一要件の考え方はございませぬでした。先ほど御指摘のあつたとおり、新一要件の考え方は、昨年七月以降、政府として取っている考え方でございます。そこで私の申し上げたその論理といふものはこの昭和四十七年見解の基本的な論理の部分のことでございます。

○小西洋之君 今、横島長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお読みいただきました七月一日の閣議決定の下の(2)番ですね、皆様は確認していただきました。

あそこに書かれている基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれています。その基本的な論理について、この四名の頭の中にあつて、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたといふふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。

イエスカノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といえますが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるという急迫不正の事態に当たるといふ、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となつて、すなわち憲法第九条の下でも

なぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的な論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるといふ、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたといふことであろうというお答えを

ているわけでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、皆様、次のページを御覧いただけますでしょうか。済みません、もう今答弁いただきましたので、次のページですね。

六月十一日の外交防衛委員会の私の質問ですけれども、横島長官の答弁が一番左下にありますけれども、私の質問はそのちょっと前、四十七年見解を作ったときに、今お認めになった限定的な集団的自衛権を容認する法理、今おっしゃった基本的な論理のことです、が含まれていたのか、作った瞬間にですね、作ったとき、それに対して横島長官は、「法理といたしましてはまさに当時から含まれている」、作ったときから含まれているというふうな答弁をされました。今、ここで答弁していただいた内容と同じでございます。

じゃ、次をおめくりいただきまして、四月二十三日の外交防衛委員会の私の質問でございます。この昭和四十七年政府見解というのは、じゃ、一体どういふものかということなんですけれども、一番左上で横島長官はこういうふうな答弁をされております。

昭和四十七年九月十四日、実はこの昭和四十七年政府見解を作るきっかけになった国会の審議がございまして、参議院の決算委員会でございます。先ほど確認いただきました十月七日の吉國長官の決裁から僅か三週間前に、参議院の決算委員会、当時社会党の水口先生という方が憲法と集団的自衛権の関係について質問をし、最後に政府統一見解を求められたものでございます。議事録をそのまま、もう一つの資料で付けておりますので、後でお示しさせていただきますけれども。

その横島長官の答弁、四月二十三日の続きでございますけれども、昭和四十七年九月十四日の国会での審議は多岐にわたっておりますので、それを論理的にまとめて分かりやすくして提出したものでございますというふうに、昭和四十七年政府見解のことを言っております。

そして、左に行っていたかまして、先ほどか

ら申し上げた二つの武力行使が許容される基本的な論理というものがあられるわけでございますけれども、更に左に行っていたら、この昭和四十七年九月十四日の国会での御指摘、私の指摘ですけれども、この答弁、吉國長官の答弁も、そのような基本的な論理、二つの武力行使、限定的な集団的自衛権をも許容する基本的な論理と当時の吉國長官の事実の認識を踏まえた議論であろうかと思っておりますというふうに言っております。

横島長官に伺います。
このあなたの答弁のとおりだと、九月の十四日のその審議を踏まえてこの昭和四十七年政府見解が作られた、しかも、その昭和四十七年政府見解を作るに当たって踏まえられた九月の十四日の審議のその論理的な内容がこの四十七年見解に反映されていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 御紹介いただいたとおりでございます。昭和四十七年九月十四日の国会での審議がまさに多岐にわたっておりますので、それを政府として論理的に取りまとめて整理したものがこの昭和四十七年の政府見解でございます。

○小西洋之君 今日この質疑は、国民の皆様を憲法を、国会議員の憲法遵守擁護義務に懸けて真剣勝負をさせていただきます。

まず一つ目の非常に重要な質問をさせていただきます。

今、横島長官は、この昭和四十七年政府見解というの、昭和四十七年九月十四日の国会での審議、その内容を論理的にまとめたというふうな既におっしゃっているわけですが、なお重ねておっしゃっていただきました。かつ、この四月二十三日の答弁で、そのときの吉國長官の答弁も、この二つの武力行使が含まれる基本的な論理を踏まえた議論であるというふうに言っております。

では、横島長官に伺います。
皆様、この当時の昭和四十七年九月十四日の、

四十七年見解を作るきっかけになった議事録を配らせていただいております。吉國長官答弁というふうにマジックで書かせていただきました。下にページ番号を細いマジックで書かせていただいておりますけれども、八ページまでのものです。内容的には全体は約七ページなんですけれども、八ページのものです。

横島長官に伺います。

この吉國長官と当時の社会党の水口議員とのやり取りの中で、我が国が武力攻撃を受けていない状況で我が国が武力行使をすることが許される基本的な論理ですね、基本的な論理、同盟国などに対する外国の武力攻撃によって日本国民の生命などが根底から覆されるおそれがあるときに、それを防ぐやむを得ない、ほかに手段がない場合に必要最小限のことができないという集団的自衛権、皆様認めた限定的な集団的自衛権を論理として示している箇所、何ページの何行目にそれがあるか、答弁してください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) この昭和四十七年の政府見解は、その結論で明示しているとおりでございまして、当時の認識といたしましては、先ほどの基本的な論理に当てはまる具体的な場合としては、(発言する者あり) 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみがこの基本的な論理に……

○委員長(鴻池祥肇君) 答弁中ですが、小西洋之君に注意を申し上げます。着席のままの発言は控えてください。

○小西洋之君 失礼いたしました。

○委員長(鴻池祥肇君) 答弁を続けてください。○政府特別補佐人(横島裕介君) 当てはまるものの当時の事実認識を前提として、この結論、すなわち、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られる、すなわち、いわゆる集団的自衛権の行使は憲法上認められないという、そういう結論を導いているわけでございます。当時の関係者の認識、事実認識としては、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求

の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態といえます。我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるのだという、そういう事実認識を前提として議論がされていると、そういう状況を申し上げているわけでございます。その認識が変わりましたのは、政府としては、昨年七月以降ということになります。

○小西洋之君 横島長官に申し上げます。

私は、十二年間議員が閣僚として働いておりました。国会に出す法案の審査などで法制局に何十回と通いました。この国会の議場にも何十回、何百回と、まあ何百回単位になるでしょう、参りました。あなたのような法制局長官を私は一度も見たことがありません。国会議員が論理的な質問をして、それと全く関係ないことをなぜ答えるんですか。国民の憲法ですから。あなた自身が日本の、我が国の法的安定性を壊しているのではないかと、そういう問題意識が私の質問の一番根底にはございます。

先ほど横島長官はおっしゃいました。この四人、吉國長官以下四名の方は、限定的な集団的自衛権を法理として含む基本的な論理を当時頭の中に持っていた。そして、それを四十七年見解という紙に書いた。そして、その頭の中の論理は、この三週間前の九月十四日の質疑の中、その内容を論理的に取りまとめた。かつ、その九月の十四日の審議というの、その基本的な論理を踏まえた議論であったというふうにおっしゃっているわけですから、この九月十四日の議事録の中に、限定的な集団的自衛権を法理として含む基本的な論理を論理として示す箇所が絶対にあるはずなんです。それを具体的に示してください。

鴻池委員長、また全てのこの参議院の安保特別委員会の委員、皆さんがあなたの答弁を待っています。そして、一番大切な方が待っています。誰でしょう、国民の皆さんです。国民の皆さんが、私たちの憲法はいつの間にか安倍総理に奪われてしまった、国会の下で六十年間、憲法の条文を変えない限りできないと言われていた集団的自衛権

ができるようになった、なぜなんだ、皆さんが知りたがっています。その思いで、怒りの思いも持って、国会の前にも大勢の方がいらっしやいます。その核心を説明するものです。

あなたは、元、法制局に勤めるまでは二十年間、検察官でしたね。これは物証の問題なんですよ。この議事録の中に、どこに限定的な集団的自衛権を法理として含む基本的な論理を論理的に示した箇所がありますか。何ページの何行目ですか。どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 何度もお答えしているわけですが、当時の事実認識としては、国民の権利が根底から覆される、そういう事態というのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限るといふ事実認識だったわけでございます。

今般、その基本的な論理として重視しておりますのは、憲法第九条の下でも、なぜ、あるいはどういう理由で、また、どういう場合に我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理をこの四十七年見解も語っているわけでございます。それがまさに基本論理の部分でございます。まさに、我が国の存立を守り、生命、自由及び幸福追求の権利を守るためには武力の行使もやむを得ないということでございます。

御指摘の、議事録についてのお尋ねでございますけれども、昭和四十七年九月十四日のこの議事録のページ数で申し上げます。議事録のページ数の十二ページの一段目でございますけれども、我が国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じているものではない、これは当時の認識として我が国に対する武力攻撃が発生した場合のことを述べております。

ただし、三行目に行きますと……(発言する者あり)三段目ですね、三段目の左の方でございますけれども、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底から覆されるおそれがある、その場合に、自衛のために必要な措置をとることを憲

法が禁じているものではないということも明言しているわけでございます。

その他、何か所か該当する部分がございますけれども、念のため申し上げておきますと、先ほどもお答えしたとおり、当時におきましては、そのような国民の権利が根底から覆るような場合というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるのだという事実認識を前提にしてお答えしているわけでございますので、その辺が両者一体となったお答えをしているという部分がございますが、論理といたしましては、まさに国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、そういう場合には武力の行使を行うことを憲法は禁じていないという、そこは基本的な論理の部分でございます。

○小西洋之君 同僚、先輩の議員の皆様と、あとこれを御覧いただいております国民の皆様にも御説明します。私の質疑、一体何をやっているかといひますと、もう簡単に申し上げますと、この昭和四十七年政府見解、これを勝手に読み替えているだけなんです、解釈改憲というのは、外国の武力攻撃という言葉に、何の根拠もなく何の法的な論理的な根拠もなく、同盟国に対するという言葉を使いがかりで付けているだけのものなんです。それを突き詰めていくと、一番この昭和四十七年見解を作るきっかけになったこの九月十四日の議事録の中にそういう法理があるということを言わざるを得なくなるんですけれども、それがあつかいという、今あるというふうな言ったんですけれども、じゃ、言った箇所、全くないことをこっぴどみに指摘させていただきます。

横島長官が御指摘されましたマジックの五ページのところでございます。私もちょっと分かりませんが、マジックの五ページで、議事録の十二ページでございます。

横島長官が限定的な集団的自衛権の法理がここにありと示された箇所でございますけれども、一段目のマジックでちょっと黒く塗ってるところでございますね。ちょっと読ませてい

ただきますと、マジックの太いところからですけれども、「日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。」と。これは実は砂川判決、右側に行っていたと砂川判決を引いています。これ吉田長官の答弁です。「その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じておるものではない。」ここに限定的な集団的自衛権の法理があるというふうに横島長官は言いました。

しかし、それは真つ赤なでたらめです。その次を読みましよう。国が、日本国です、国土が、日本国の国土が侵略された場合には、我が国に対する外国の武力攻撃が発生した場合には、聖なる国土、愛する国土を守るため、「国土、国民を防御するために必要な措置をとる」とまでは認められないのだという説明のしかたをしております。」というふうに言います。

限定的な集団的自衛権は、我が国に対する外国の武力攻撃が発生せず、同盟国などに対する外国の武力攻撃のみが発生している局面でございます。申し上げるまでもございません。明確な虚偽答弁でございます。

横島長官にお伺いします。今私が読み上げた箇所を総合して、なぜここに限定的な集団的自衛権の法理が認められるのか、もう一度論理的に説明していただけますか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) そちらは昨年七月以来何度もお答えしているところでございますけれども、昭和四十七年当時の政府、内閣法制局含めてでございますけれども、事実認識といたしましては、まさにこの基本論理、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、そういう場合というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるのだという、そういう事実認識の下で議論していると、先ほど来申し上げているとおりでございます。ですから、議事録の御指摘の部分にはそのようなようになって、それはもう

当然であろうかと思えます。この昭和四十七年の政府見解をよく御覧いただければお分かりいただけると思えますけれども、まさに、一つ目におきましては、繰り返しません、憲法前文それから十三条を引きまして、我が国が自らの存立を全うし国民が平和のうちに生存する権利までも放棄していないことは明らかであるという、そういうことを明記しているわけでございます。

さらに、二つ目におきまして、平和主義をその基本原則とする憲法が、右に言う自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであつてと言つて、先ほど来繰り返してあります外国の武力攻撃によつて国民の権利等が根底から覆される、そういう急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として武力の行使ができるんだと、そういうことを述べておりました、それがまさに基本的な論理、なぜ憲法第九条の下でも武力の行使ができるのかというところの考え方、論理を述べたのがそこでございます。

最後の結論に至るプロセスにおきましては、まさにそれに当たる、該当する場合というのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみであるという事実の認識を前提として結論を導いていると、そういうことでございます。

○小西洋之君 もう全く、法制局長官としての答弁、まさに我が国の議会の法的安定性を根底から覆すような答弁を連発されておりますけれども、後でそこを更に追及させていただきますけれども。

今このページですね、先ほど横島長官が読み上げたところでございますけれども、下から二段目の一番左側の方を御覧いただけますか。ちょっとマジックで太く、解釈の論理の根底というふうにご覧いただけますね、解釈の論理の根底。つまり、憲法九条の根本規範は何かということでございます。

第三十二部 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第六号 平成二十七年八月三日 【参議院】

す。
先ほど横島長官が答弁されましたように、昭和四十七年見解以前にも以降にも、政府の中には限定的な集団的自衛権を法理として認めた国会答弁も政府見解も一つもございません。つまり、我が国が憲法九条の下で武力行使ができるのは、我が国がまさに外国の武力攻撃を受ける、我が国に対する武力攻撃の着手が生じる、そのときに国民の命が失われる前に相手を撃退する、そのことだけだという論理を吉國長官はひたすら述べているだけでございます。

このどこに我が国が武力攻撃を受ける前の限定的な集団的自衛権の行使が許容される法理があるんでしょか。全くないわけでございます。こんなもの、日本中の憲法学者が、もつと言ううと法学部の学生だってこんなもの分かりますよ、こんな読み取りができません。

そして、今のその詰めをする前に、もう一つ、実はもう衆議院の特別委員会、さらに私、三月からこれ迫及しているんですけれども、横島さんは二つの言い訳をするんですね。

一つ目は、横島さんがさっきおっしゃったように、事実の認識がなかったと。昭和四十七年の当時は、吉國長官以下四名は、我が国に対する武力攻撃が発生していないのに国民の生命などが根底から覆される、そういうことが社会的な事実としてあるという認識にはなかったということを言います。分かりますと申し上げると、ホルムズ海峡のようなことは起こり得ないという事実の認識にいたということでございます。

しかし、その答弁は、横島長官がどうしても逃れられないもう一つの大きな崖に追い込まれるわけでございます。それを今からお示しします。

もう一つの資料がございますけれども、三枚配らせていただきます。議事録が上に載った、衆議院の平和特別委員会の六月二十六日の抜粋ですね、よろしいでしょうか。これ横島長官の答弁でございますけれども、憲法九条の解釈、これまで

に横島長官がおっしゃっているんですけれども、憲法九条の解釈は憲法を作ったときから変わってしまっているものでございます。

読み上げさせていただきますけれども、「憲法九条のもとにおきまして、九条そのものが、まさにその文言からしますと一切の武力の行使を禁止しているかのように見える」、そういう解釈でございます。

つまり、戦争の放棄、武力行使の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認、およそ軍事に関することを徹底的に明文で否定している憲法九条は、日本語として読むと、我が国は国際関係において一切の武力行使が禁止されているように見えるという解釈、ここから九条の解釈は全てスタートします。何か迷うことがあればここに戻ってほしいわけでございます。なぜならば、九条の日本語は絶対変わらないからでございます。

今の解釈でございますけれども、先ほど中谷大臣にお読みいただきました七月一日の閣議の(2)の冒頭にも書いてございます。憲法九条はその文言からすると、国際関係における武力の行使を一切禁止しているように見えるという解釈でございます。この解釈を横島長官も六月二十六日の衆議院の特別委員会でもちゃんと維持されております。

ところが、こういうことなんです。この一切の実力行使を禁止しているように見えるという解釈は、昭和四十七年当時、吉國長官がこの四十七年政府見解を作ったときも変わらないうわけでございます。変わらないう。一切の実力行使、武力行使が禁止されているように見える憲法九条から集団的自衛権の行使という新しい武力行使をつくるためには、立法事実、二つの社会的な事実が必要になるわけでございます。

下に、横島長官が代表の編集執筆を務められます、出版社の名前はあえて控えますけれども、法律用語辞典、これが関の全ての部署が買っております。この週末に話した弁護士さんの事務所も買っているというふうにおっしゃいましたけれども

も、立法事実というものが必要でございます。更に下を御覧いただけますでしょうか。こういうものが必要になるんですね。(A)、(B)でございます。我が国に対する武力攻撃が発生していない局面、つまり集団的自衛権の局面の段階で、同盟国に対する武力攻撃を自衛隊が阻止しなければ、命などが失われることなる日本国民が存在するという事です。かつ、そうした命が失われる日本国民を守るために、集団的自衛権の行使以外に手段がない、個別的自衛権も駄目、外交努力も駄目、集団的自衛権の行使しか手段がない、この二つの事実の認識がなければ、全ての実力行使が禁止されているように見えるという憲法九条の解釈の下で、新しい武力の行使たる集団的自衛権を論理的につくり出すことはできないわけでございます。

これ立法事実論といまして、最高裁の昭和五十年の兼事法違憲判決というものがございまして、立法事実がないことを原因として、我々立法府が作った、議員立法だったんですけれども、違憲無効と切捨て捨てられております。どこの憲法の教科書にも載っている考え方でございます。

横島長官に伺います。
あなたは、衆議院の特別委員会あるいは私の今の質疑においても、吉國長官以下四名は、昭和四十七年当時、この四十七年政府見解を作ったときも、その三週間前の九月十四日の審議のときも、我が国に対する武力攻撃が発生していない局面、我が国に対する武力攻撃が発生していない局面で日本国民の生命などは根底から覆ることはないという事実の認識にいたというふうに繰り返して答弁をしております。

その事実の認識の下で、なぜこの方々が、一見にして全ての実力行使を禁止しているかのように見える憲法九条の全面禁止規範の下で新しい武力行使、集団的自衛権の法理を四十七年見解に書き込むことができるんでしょか。絶対できないはずですよ。どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介) 繰り返すことになる

かもしれませんが、憲法九条は、その文言からいたしますと、まさに一切の武力の行使を禁止しているかのように見えます。であるがゆえに、伝統的に憲法学者の方々は、およそ一切の武力の行使はできないのである、もとより自衛隊も違憲である、そういう説が極めて有力であったわけでございます。単純に文言だけから見ますとそのように見えてしまう、そういう規定であるということ、これは否定し難い。それが出発点でございます。条文でございます。

ところが、昭和四十七年見解は何を言っているかというところ、そのような憲法九条の文言の下におきましても、実は武力の行使をする、すべき場合があるのだということを述べています。それはなぜかといいますが、さすがの憲法も、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されてしまうような、そういう事態において、日本国が何もするなというふうな命じている、憲法が命じているはずがないであろうと、そういうまことに論理でございます。であるがゆえに、この国民の権利が根底から覆される急迫不正の事態というのは何かという当時の事実認識におきましては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合であるということと結論を出し、そのような議論をずつとしてきたわけでございます。

昨年七月以降、何が変わったかといいますが、まさにその国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、そのような場合において、憲法九条の下でも武力の行使は許されるのだという基本的な論理、それは変わっていません。その限りで武力の行使が認められるということは変わりませんが、従前のように我が国に対する武力攻撃の発生を待っていたのでは手遅れになる、そういう場合もあるであろうと。まさに、他国に対する武力攻撃が発生し、それだけでは足りません、それによって我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある、そういう場合には、全く同じ論理に基づきまして、我が国として憲法九条の下

で武力の行使が認められるというところは、我が国が国として憲法九条の下

におきましても武力の行使が可能であると、そういうことを申し上げているわけでございます。
○小西洋之君 全く何もお答えになりませんでした。

全てを否定している憲法九条の下で、新しい、新武力行使、それが必要不可欠であると、それを証明する立法事実がなければ法規範は作れないんです。

じゃ、横島長官に伺わせていただきます。

あなた、二十年間以上、二十年間余り内閣法制局で働かれておられますけれども、禁止規範、殺人罪などの禁止規範の例外を作る場合で、内閣法制局が扱った法令の審査で立法事実がなく禁止規範から例外を認めた例が一件でもございすか。あつたら教えてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) もとより、その解釈の変更なり新たな法改正、立法において立法事実が必要であることは当然でございます。

申し上げておきますのは、今日の安全保障環境の下におきましても、我が国に対する武力攻撃の発生前におきましても、他国に対する武力攻撃が発生し、それによって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される場合があるのだという認識、そこが立法事実でございます。そういう事実がないというなら、それは一つの議論かと思ひます。ただ、そういう事実があるという場合において、なおそれは憲法が何をするなど命じているのかというの、これは憲法解釈の問題になるのかと思ひます。

○小西洋之君 私が聞いているのは昭和四十七年見解を作った四名の方々の立法事実の認識でございます。ない、それについてはそういう事実の認識はないと、我が国に対する武力攻撃が発生していないのに日本国民の生命などが根底から覆されることはないというふうに、そういう事実の認識であるというふうに言っているわけですから、立法事実はないわけですよ。九条から新しい武力行使を認める、そのことを幾ら質問しても認められません。

委員長に、委員会に、提出資料、政府の統一見解を求めたいと思ひます。

一つは、吉國長官とのこの九月の十四日の議事録の中で、限定的な集団的自衛権の行使が法理として示されている、論理として示されている箇所を全て内閣法制局から提出をさせていただきたいと思ひます。具体的に線を引いて、この箇所をですね。かつ、その説明、なぜそれが限定的な集団的自衛権の論理だというふうに認められるのか、その論理的な説明をお願いしたいと思ひます。

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまの小西君からの要求につきましては、後の理事会でお諮りするのことにいたします。

○小西洋之君 重ねて、今の質疑の関連でも一つ政府統一見解を求めさせていただきたいと思ひます。

昭和四十七年政府見解を作られたこの四名の方々、特に吉國長官については繰り返し横島長官は答弁しておりますけれども、我が国に対する武力攻撃が発生していない局面では、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることはないという事実の認識だと言っております。

その事実の認識の下で、なぜ、昭和四十七年政府見解を作るその当時において、吉國長官は、個別的自衛権以外のまた別の集団的自衛権という実力行使、武力行使の法理を作ることができるのか。その論理的な説明を政府統一見解としてこの委員会に出していただきたいと思ひます。

○委員長(鴻池祥肇君) あわせて、後の理事会で諮ることいたします。

○小西洋之君 ありがとうございます。

もう横島長官は何を聞いても論理的に答えないんです。それは答えられないからです。もうこの解釈改憲というのは、あえて申し上げます、これは法令解釈なんかではないわけでございます。その一つの証拠をお見せさせていただきたいと思ひますけれども、今、横島長官、「立法事実」の紙をおめくりいただきまして、下から二つ目の

紙の一番下を御覧いただけますか。「立法事実」の紙の、小さく薄く七ページというふうに打っているんですけれども、下から二枚目の紙、表の紙、御覧いただけますか。七ページという数字番号の上の括弧の中でございます。

実は、横島長官、なぜ答えられないかということ、昨年の七月の一日に憲法九条解釈の法令審査を全くやっていないんです。この衆議院の特別委員会の質疑から国民の皆様の安倍内閣に対する、安保法制に対する不信はどんどんどんどん高まっております。私たちの憲法がじゅうりんされているんじゃないのか、憲法違反の立法ではないのか、しかも中身は全く分らない。当たり前です、審査していません。

横島長官にお読み上げをいただけますでしょうか。七ページです。政務官からいただいで、じゃ、読み上げてください。私の質問主意書に対するあなたの答弁の部分です。全ての質問主意書は内閣法制局が審査して閣議決定をして国会に出しますから、あなたが行った、確定した質問主意書です。読み上げていただけますか。「内閣官房国家安全保障局は」というところから。はい、どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 「内閣官房国家安全保障局は、平成二十六年六月三十日、内閣法制局に対し、御指摘の閣議決定の案文を送付して意見を求め、内閣法制局は、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の規定に基づき、口頭で、意見はない旨の回答をしたものである。」

○小西洋之君 今読み上げていただいたとおりでございます。恐るべきことが起きております。横島内閣法制局長官が、国民の皆様の憲法の解釈を変えるに当たって、内閣法制局によって審査した資料は、私が今手に持っております、この七月一日の閣議決定、裏表で僅か四ページ、七ページの紙でございます。これしか審査していないんです。

本日に昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権の行使が書かれているのかどうか、それが九月十四日のこれを作った吉國長官の答弁と矛盾しないのかどうか。あるいは先日、福山理事が追及をなさいました。私も国会が、歴代の政府の憲法解釈、新しい総理大臣になって勝手に九条の解釈を変えていないか、そのことを私たち国会は、常に政府に質問をして確認をしております。その積み上げた国会のその議論、我が国に武力攻撃が発生したとき以外我が国は武力行使はできないという、その積み上げてきた国会の答弁、政府見解、そうしたものの整合性も全く審査していません。

あえて申し上げます。クーデターです。法令解釈なんていうものじゃないです。安倍内閣がやったことは、私は元霞が閣の官僚です。憲法九条の解釈を変えるんだつたら、この床から天井まで、本当ですよ、積み上がるような審査資料が必要になります。それでもなお、憲法の条文を変えない限りできないという結論になります。それを、国民の皆さんの憲法ですよ、国民の皆さんの憲法をこのたつた裏表の四枚だけの審査でやってしまっているんです。

横島内閣法制局長官に伺ひます。あなたのこの行為、内閣法制局設置法の第三条によつて、あなたは憲法問題について審査をする、意見を求める、法的な義務が掛かっております。あなたがこの事実上の審査をしなかつたという行為は、その内閣法制局設置法に違反する行為であるとともに、我が国の法的安定性を根底から覆す、そういう暴挙であるというふうにお考えになりますか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 昨年七月一日の閣議決定に至るまでについては、長い経緯がございます。元をたどれば、第一次安倍内閣における安保法制懇の議論というのもございました。それには内閣法制局として賛同できないものでございました。その後、第二次の安保法制懇が設置され、その見解がまとめられ、さらに総理の記者会

見がございまして、さらに与党間で極めて濃密な議論というのが行われたわけでございます。その過程につきましては、私もフォローさせていただいていたわけでございまして、何もしていません。かたがたということではもちろんないわけでござい

ます。その意味で、その御指摘は全く当たらないと考

えております。

○小西洋之君 では、横島長官に伺います。

先ほど、私が委員会提出要求もしましたこの九月十四日の議事録ですね、九月十四日の議事録の中に限定的な集団的自衛権が法理として認められている、そういう箇所があると。九月十四日のこの議事録の中に限定的な集団的自衛権を認めている箇所、それについて内閣法制局で今日、今この瞬間に文書として整理をして、それをこの閣議決定のときに審査していますか。審査していかなくても、文書としてその箇所を整理した文書があるかどうか。情報公開請求が掛かるから絶対ごまかせませんよ。

答弁願います。イエスカノーかでお願います。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 昭和四十七年九月十四日の議事録についての御指摘だと思えますけれども、何度もお答えしているとおり、当時におきましては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される急迫不正の事態であるという、そういう認識の下での議論をさせていただいたわけでござい

ます。ですが、その基本的な論理といえますのは、この昭和四十七年見解で整理されております一つ目と二つ目のところというところでござい

ます。○小西洋之君 この九月十四日の議事録の中に限定的な集団的自衛権の法理が示された箇所があるというところについて、ちゃんと法制局の中で分析、整理をした文書がありますか。それもなしに、この九月十四日の、この昭和四十七年政府見解の中に集団的自衛権は認めるなんて、そんな

こと、それは単なる言葉遊び以外の何物でもないですよ。あるかないか、イエスカノーかでお答えください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 基本的論理はこの昭和四十七年の政府見解そのものに示されているわけでございまして、昭和四十七年の政府見解そのものがそれでございますので、四十七年見解がござい

ます。

○小西洋之君 では、同じ質問をします。

九月十四日のこの議事録の中に限定的な集団的自衛権の行使の法理が論理として含まれている、この箇所だということとを分析、整理した資料がこの瞬間、今日この瞬間、今この瞬間に内閣法制局の中に文書としてござい

ますか。イエスカノーかだけで答えてください。私の、今日質問してからもう四十分たちますけれども、五分でしようか、一言も、一度もあなたはまともに答えていないですよ。どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 何についてあるかないかお尋ねなのでしょう。すなわち、四十七年見解そのもの、四十七年見解そのものがその基本的な論理のところにおきまして今回の新三要件に適合する、そういうものであるということを示しているわけでござい

ます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 小西君。手が挙がっている。手が挙がっている。小西君。

○小西洋之君 済みません、理事に今お諮りしたいと思

います。

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記起こしてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 国会答弁の資料等はござい

ますけれども、部内的にその昭和四十七年見解でどのように新三要件につなげるのかというのを書いた紙というの

はござい

ません。○小西洋之君 正直な答弁ですね。新三要件を作ったその論理の紙が一枚もないですね。先ほど申し上げたとおりなんです。昭和四十七年見解

にある外国の武力攻撃、これが誰に対するかと書いてないから、そこに同盟国等に対するという言葉を入れて、集団的自衛権の行使を言いがかりで作っているだけなんです。これだけの問題なんです。解釈改憲というのは。

それを今から更に根底から覆させていただきます。

先ほどのこの答弁で、質疑でございますけれども、この九月十四日で横島長官が読み上げた部分ですね、マジックの五ページでございます、議事録番号で十二ページでございます。御覧いただき

ます。上から三段目の一番左側の文章を御覧いただけます。上から三段目の一番左側の文章を御覧いただけます。上から三段目の一番左側の文章を御覧いただけます。上から三段目の一番左側の文章を御覧いただけます。

侵略が現実

に起こった場合、生命、自由、幸福追求のところが

あります。これ、少し前から読ませていただきますが、太いマジックの文字を追い

かけさせていただきますと、外国による侵略です。日本に対する武力攻撃が起きている局面で

す。外国による侵略、外国の侵略、その外国の侵略が現実

に起こった場合に、これが平和的手段で防げない、その場合、外国の侵略が現実

に起こった場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底から覆

される、出ました、有名な言葉でございます。武力行使の新三要件の、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が

根底から覆される」、そして、先ほど御確認いただき

ました昭和四十七年政府見解の中の「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆

される」、ここからきているんです。

これは、括弧でくくってあるように、「生命、自由及び幸福追求の権利」、憲法十三

条の言葉でござい

ます。この憲法十三

この言葉の生みの親なわけでございます。では、この言葉を作った吉田長官がどういう論理的な文脈でこの言葉を使っているかが問題でございます。今申し上げたとおりでございます。我が国に侵略、外国の武力攻撃が日本に現実

に起こった場合に、日本国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底から覆される、その場合に、それを守るための自衛の措置、それをとることだけは、先ほど御紹介しました憲法九条の解釈

の論理の根底、根本規範としてであると、そういうことを言っています。

つまり、日本に武力攻撃が起きたときには日本国民の命が失われる、そしてあしたの幸せを含め

たもう全てがひっくり返りますね。武力攻撃を受けるわけですから、戦争が起るわけですから、

学校にも通えない、病院も麻痺する、全てがひっくり返るわけ

でございます。そうしたとき、生命などが根底から覆

される、そのときに、それを守るための自衛の措置ができるというのが九条の解釈の論理の根底、根本規範。根本規範です

から、ほかに並ぶ余計な集団的自衛権の法理などはないわけ

でございます。

そしてさらに、ここからです、国民の皆さんが国民の皆さんの手に安倍総理から憲法を取り戻す

一番大切な部分です。是非一緒に御覧ください。

今のその論理、吉田長官の論理、日本に武力攻撃が起きたときに日本国民の生命などが根底から

覆される、それを守るための武力行使はできるという「その論理から申しまして、集団的自衛

権の権利ということばを用いるまでもなく、他国が日本とは別な

ほかの国が侵略されているというこ

とは、日本は武力攻撃を受けていないんです。日本は同盟国が侵略を受けているというこ

とは、「ただわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵

命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆らないというふうに行っているんです。覆らないと言っているんです。

なので、日本ができる自衛の措置はありませんよ。じゃ、いつできるのか。最後です。日本が侵略をされて、日本が外国による武力攻撃を受けたそのときに初めて自衛の措置ができる、憲法ができたときからの解釈でございます。

つまり、安倍内閣が行った、横島長官がそれを先導して支えて行ったこの解釈改憲というのは、先ほどのこの七月一日の閣議決定、これが一番見やすいかと思えます。四十七年見解でも同じでございますけれども、外国の武力攻撃という言葉の前に同盟国などに対するという言葉を入れば、同盟国などに対する外国の武力攻撃で日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆ることがあるというふうに解釈するという考え方に基づいております。

しかし、それを作った吉國長官、まさに言葉の生みの親の吉國長官が、日本国民には武力攻撃は発生していない、日本国には武力攻撃が発生していない、同盟国などに対する武力攻撃の段階では日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利は根底から覆らないというふうに行っているわけでございますから、昭和四十七年政府見解を作った四十二年後の昨年の七月一日の閣議決定において、それを根底から覆ることがあると読み替えてそこに集団的自衛権の法理を認めるということは、この世に理屈や論理がある限り、子供たちが学校で習っている日本語が日本語である限り絶対に許されません。こんなことは小学生が考えたって分かりません。中学生が考えたって分かりません。実はもう、解釈改憲ってこれだけの問題なんです。

横島長官に伺います。
言葉の生みの親の、あなたの偉大な先輩です、吉國長官が、国民の生命、自由及び幸福追求の権利は同盟国に対する武力攻撃では覆らないと言っているのに、しかも、これを基に、昭和四十七年政府見解を、この論理を基にこれを作ったと

あなたは先ほど答弁しました。なぜ昭和四十七年政府見解において国民の生命など根底から覆されることがあるというふうに行っているのか、明確に答弁ください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) まさに国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるおそれがある、吉國長官はそう言っていますけれども、そういう場合に武力の行使を行うことを憲法は禁止していない、そこがまさに基本論理でございます。

繰り返しますけれども、当時の事実認識としては、内閣法制局もそうでございますが、政府におきまして、そのような場合に当たるとは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限ると。別の言い方をすれば、我が国に対する武力攻撃が発生するまでは何があっても国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるおそれはないのだと、言わばそういう事実認識だったということでございます。

ところが、その事実認識のままでは今日の安全保障環境の下で適切な対応をすることができないのではないかというのが問題意識であろうかと思えます。

○小西洋之君 ちよつと、まず時間ですので、先ほど私が申し上げました、言葉の生みの親である吉國長官が四十七年見解を作るきっかけになった、これが論理的に反映されているというこの昭和四十七年政府見解でございますけれども、その九月十四日の質疑の答弁の中で、同盟国などに対する、他国ですね、対する外国の武力攻撃の段階では、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られることはないというふうに行っているのに、それを四十二年後にあると、吉國長官が作ったことを読み替えることがなぜ論理的に許されるのか、なぜ日本語の論理的な解釈として許されるのか、その理由について、政府統一見解をこの我が委員会に提出をお願いいたします。

○委員(鴻池祥肇君) どちらですか。

○小西洋之君 統一見解をお願いします。

○委員(鴻池祥肇君) それじゃ、先ほどの二点、加えて、後の理事会で協議をいたします。

○小西洋之君 国民の皆様、もう横島長官が何を言っても答弁されないのは御理解いただいていると思いますけれども、結局どういふことかといふと、安倍内閣は、憲法九条において論理的に集団的自衛権の行使を一応作ろうとしたんですけれども、安倍総理のお友達を集めた安保法制懇といふものをつくってやっただけなんです、できなかつたんです。論理的にやっただけなんです、できなかつたんです。

なぜかという、さつき御説明したように、憲法九条というのは、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認など、もう軍事に関することを徹底的に否定している、我が国が武力攻撃を受けて国民が死んでしまふ、それを守るもうこの究極の事態、この武力行使以外に論理的にどうやっただと、集団的自衛権というのは日本が攻められないときの他国防衛ですから、論理的に作れないんです。作れなかつたから、ある政府見解を見付け出して、たまたま裸の外国の武力攻撃、昭和四十七年見解以外の全ての政府見解には、我が国に対する武力攻撃あるいは外国からの武力攻撃というふうに行っているんです。これを見付け出して、ここに集団的自衛権があるという言い方がかりを言っているんです。

なぜそういう言い方がかりを言わなきゃいけないかという、元々あつたということにしないと、まさにこの七月一日の閣議決定に書いています、法的安定性と論理的整合性、七十年間近くのこの国会の議論、国会による政府の、内閣の憲法解釈のその議論が全て根底から覆られるんです。仮に、しかし、四十七年見解、ここにありとさつき言いましたように、答弁は一切、政府見解もありませんから、全部いずれにしても矛盾する

んですよ。いずれにしても矛盾するんですけれども、一生懸命そういうような頑張っている言い方がかりを言い張っているということだけなんです。

じゃ、横島長官に、先ほどのあなたの立法事実の紙ですね、立法事実の紙をめぐっていただきまして、下の五ページの、紙をめぐっていただきまして、あなたの偉大な先輩ですね、高辻元内閣法制局長官のお言葉がございまして、高辻法制局長官の「内閣法制局のあらまし」、「時の法令」七百九十三号、時あたかも一九七二年八月三日、本日でございます、四十三年前の今日の書物でございますけれども、この文章を読み上げていただけませんか。同局というのは内閣法制局という意味でございますけれども、これをそのまま読み上げていただけませんか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) ・・・同局の法律上の意見の開陳は、法律の良心により是なりと信ずるところに従つてすべきであつて、時の内閣の政策的意図に盲従し、何ら政府によつて好都合であるからという利害の見地に立つてその場をしのぐというような無節操な態度ですべきではない。

○小西洋之君 横島長官に伺います。

本日の私に対する質疑、また私も同僚議員に対する質疑、あなたの質疑は、時の内閣の政策的意図に盲従し、政府にとつて好都合であるという利害の見地に立つてその場をしのぐ無節操な態度であるというふうにお考えになりませんか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 御指摘は全く当たらないと考えております。

○小西洋之君 私、法制局長官を厳しく詰めておりますけれども、一番の責任は大臣たちです。政治の下でこういう行政が行われているんです。

ただ、横島長官、あなたは日本で一番の法律の使い手です。あなたが良心を失ってしまったら、違憲の戦争で自衛隊員は戦死し、違憲の戦争の中で国民が死んでいくことになる。最高裁長官は、よろしいですか、法の支配、権力者ではない、法によつてこの国を治めていく。法の支配において

終わります。

は、内閣法制局長官の方が、あえて言います、最高裁長官よりも私は大切な局面があると思いません。なぜならば、違憲の戦争で自衛隊員や国民が死んでしまうのを体を張って止めるのが内閣法制局設置法に基づくあなたの使命なんです。最高裁長官は、違憲の戦争で国民が傷ついて損害賠償を求めたときのその賠償請求の命令、もちろんそのときに違憲だという憲法判断を出しますけれども、それしかできないわけです。そのことをどうかかみしめていただきたい。もうあなた、十分じゃないですか。

自衛隊員は転職できない方もたくさんいるんですよ。かつての日本兵のように、あれよあれよという間に巻き込まれていって、違憲の戦争で死んでいくことにこのままだったらなりません。

解釈改憲が違憲だということは、今日証明させていただきますように、日本語が日本語である限り、世の中に理屈が、論理がある限り、もう絶対誰が考えても変わりません。このことは仮に安保法制を強行採決しても変わりません。一月になっても変わりません。年が明けても変わりません。来年の参議院選挙になっても変わりません。

来年の参議院選挙のときには、もっと多くの国民が、中学生や高校生でも理解できるような、あえて言います、不正、広辞苑の言葉によれば不正なんでしょう、不正という言葉でございすけれども、それはみんなが分かる、こんなもので我が国は議会政治を続けるんでしょうか。そうしたことが問われているところでございます。

最後二分で、申し訳ございません、今、横島長官が読み上げていただいたところに我が参議院の本会議決議がございす。昭和二十九年の参議院の本会議決議でございす。ちょっと私から読み上げさせていただきます。これは自衛隊をつくったときに成立させた本会議決議です、全会一致です。

「自衛隊の海外出動を為さるることに関する決議」、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照

し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」と言っております。

自衛隊の海外出動ですから、集团的自衛権の行使そのものでございす。この趣旨説明、鶴見祐輔先生の趣旨説明を御覧いただけますでしょうか。

「世界に特異なる憲法を有する日本の自衛権は、世界の他の国々と異なる自衛力しか持てないということでありす。」

続きでございす。「自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るといふ具体的な場合に限りべきものでありす。幸い我が国は島国でありすから、国土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということではなればなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えようと、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮蹙であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。」

その次です。「憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことでありす。故にその危険を一掃する上からいつても、「国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思つたのであります。」

まさに北澤筆頭理事が、代表質問で、本会議で付言された本会議決議でございす。

横島長官に最後に伺います。

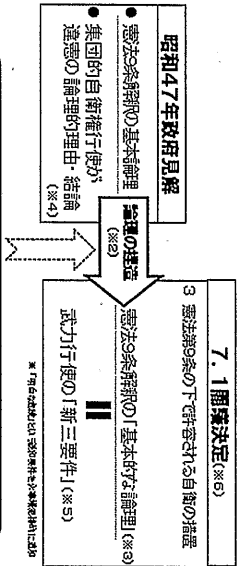
昭和四十七年政府見解の限定的な集团的自衛権の内容と全くこれは矛盾します。吉國長官が、参議院のこの本会議決議があるのに、限定的な集团的自衛権を提出するんでしょうか。明確にお答えください。(発言する者あり) あつ、失礼しました。

○委員長(鴻池祥肇君) 質問ですか。

○小西洋之君 じゃ、意見として。

解釈改憲の構造の解説

【解釈改憲の構図】



■三つのからくり(※1)
 ・「外国の武力攻撃」という文言の恣意的な読み替え
 ・「前文の平和主義の法理」の切り捨て
 ・「立法事実」のつち上げ

- ※1： 「読み替え」(解釈改憲の根拠のからくり)の際に、それを法的に不可能とする二つの障壁に対して、(a)「憲法前文の平和主義の法理」の切り捨て(第二章)、(b)集団的自衛権行使の政策的必要性・合理性に係る「立法事実」のつち上げたるその検証の放棄(第三章)という、法令解釈のルールを逸脱した手口を行っている。
- ※2： 個別自衛権しか含まれていないはずの昭和47年政府見解にある基本論理に「限定的な集団的自衛権も含まれる」と意図的に読み直し、それから当該基本論理に「憲法前文の平和主義の法理」等を法理上も文面上も切り捨て、憲法9条解釈の基本論理を捏造したのが7.1閣議決定の「基本的な論理」である。
- ※3： 従って、安倍内閣の主張によれば、「限定的な集団的自衛権行使」は、昭和47年政府見解にある基本論理たる「基本的な論理」にも当初から含まれ、それから捏造した7.1閣議決定の「基本的な論理」にも当然に含まれていることになる。そして、安倍内閣は、歴代政府が憲法9条解釈として一貫して国会答弁等してきたのは、この「基本的な論理」であったのだと主張している。
- ※4： 安倍内閣は、昭和47年政府見解の「第三段落」部分について、これが「基本的な論理①」、「基本的な論理②」、「帰結(おてはめ)」といった構造分割ができると勝手に主張している。そして、昭和47年政府見解における「いわゆる集団的自衛権行使は違憲である」という記載は、「あらゆる(ウルセット or フルスペック)の集団的自衛権行使は違憲である」という結論を「日本国民の生命等が根拠から覆されることがあるのは、我が国に武力攻撃が発生した場合のみである」というその当時の事実認識

平成27年8月9日 参議院が我が国憲法の平和憲法法制に関する特別委員会
 憲法第9条解釈の「基本的な論理」
 出典：小西洋之君の著作

に基づき「帰結(おてはめ)」として述べているだけのもので、昭和47年政府見解がそもそも法理として許容している「限定的な集団的自衛権行使」についての合憲・違憲はこの「帰結(おてはめ)」の箇所では何ら述べていないと主張している。

つまり、これと同様に歴代の政府による「集団的自衛権行使は違憲である」という数多ある全ての国会答弁、政府見解は「あらゆる(ウルセット or フルスペック)の集団的自衛権行使について違憲と述べているもの、あるいは、非限定的な集団的自衛権行使は違憲と述べているもの、あるいは、限定的な集団的自衛権行使の合憲・違憲は何ら述べていないものである」という驚愕の主張している。

※5： 「新三要件」は「基本的な論理」に書かれている内容を分解して並べただけのものであるが、その際に、「明白な危険」という憲和要件を火事場泥棒的に追加している(7.1閣議決定)向かう与党協議の当初は「おそれ」だった旨報道)。

「限定的な集団的自衛権行使」は「基本的な論理」に元々含まれており、「新三要件」はその「基本的な論理」の内容に基づき導かれたものだから、「新三要件」とは「限定的な集団的自衛権行使」を容認する要件であり、よって、「新三要件」を満たす全ての集団的自衛権行使は憲法9条において合憲となる。(つまり、安倍内閣は、昭和47年政府見解には元々その内容として「新三要件」が法理として含まれていたのだと主張しているのである。)

※6： 安倍内閣は、7.1閣議決定の解釈変更とは、憲法9条の規範である「基本的な論理」は何も変えていないものであるとしている。すなわち、我が国を取り巻く安全保障環境の変化から、ホルムズ海峡の事例や邦人親子遭難の事例などが社会的事実として現実に起こり得るとの新しい事実認識を持ったので、昭和47年政府見解に基づき「基本的な論理」から「限定的な集団的自衛権行使」を含む「新三要件」を作り出し、この「新三要件」を満たすのであれば「限定的な集団的自衛権行使」ができるという憲法9条の解釈の再整理をしたという意味で「解釈変更」と言っているだけとしている。

しかし、その実態は、「論理の捏造」により憲法9条の規範そのものを改変し、平和主義の法理の切り捨て、立法事実の不存在を強行し、禁止め無き・無限定の武力行使を解禁する「新三要件」を生み出している、解釈改憲そのものである。

■小西洋之君提出 七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見書務の実態等に関する質問に対する答弁書(平成27年3月24日答弁83号)

内閣官庁国家安全保障局は、平成二十六年六月三十日、内閣法制局に対し、御指摘の閣議決定の案文を送付して意見を求め、内閣法制局は、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の規定に基づき、口頭で、意見はない旨の回答をしたものである。

平成27年8月9日 参議院が我が国憲法の平和安全法制に関する特別委員会
 憲法第9条解釈の「基本的な論理」
 出典：小西洋之君の著作